



の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
		変更前	変更後	
会津いいで農業協同組合ふれ愛センター	喜多方市岩月町喜多方字淵の下一七一一四	会津いいで農業協同組合	会津よつば農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四一一
				会津若松市扇町三五一一

(社会福祉課)

**福島県告示第三百七十七号**

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
		変更前	変更後	
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ訪問介護事業所	須賀川市卸町五一	すかがわ岩瀬農業協同組合	夢みなみ農業協同組合	須賀川市大町八五
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ居宅介護支援事業所	同	同	同	同
J A 新ふくしまヘルパーセンター	伊達郡川俣町大字	新ふくしま	ふくしま未	福島市北矢野目

来ヘルパーセンター ションかわまた  
羽田字田中三一  
二 農業協同組合  
来農業協同組合

J A 新ふくしまヘルパーセンター	J A 新ふくしま来ヘルパーセンター	同	同	同	同
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ居宅介護支援事業所	J A 夢みなみ福祉センターすかがわ居宅介護支援事業所	同	同	同	同
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ訪問介護事業所	J A 夢みなみ福祉センターすかがわ訪問介護事業所	同	同	同	同

(社会福祉課)

**福島県告示第三百七十八号**

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更	
			変更前	変更後
J A 新ふくしまヘルパーセンター	J A 新ふくしま来ヘルパーセンター	伊達郡川俣町大字羽田字田中三一	同	同
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ居宅介護支援事業所	J A 夢みなみ福祉センターすかがわ居宅介護支援事業所	同	同	同
J A 夢みなみ福祉センターすかがわ訪問介護事業所	J A 夢みなみ福祉センターすかがわ訪問介護事業所	同	同	同

J A新ふくしま 指定居宅介護支 援事業所	J A新ふくしま未 来介護ブランド センターかわまた	同	同	同	同
J A新ふくしま 福祉用具貸与事 業所	J A新ふくしま未 来介護レンタル ステーション	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービス の種類
あいづ農 業協同組 合	会津若松 市高野町 大字上高 野字村内 一七六	あいづ農 業協同組 合	会津若松市扇町 三五一一	平成二八年二月二 九日	訪問介護 福祉用 具貸与 居宅介護 支援事業 介護予 防訪問介 護 介護 予防福祉 用具貸与
浅川町デ イサービ スセンター	石川郡浅 川町大字 袖山字森 下二八八	浅川町長	石川郡浅川町大 字浅川字背戸谷 地一一二一一五	同 日	通所介護 介護予 防通所介 護

福島県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

医療法人 社団敬愛 会敬愛テ イサービ ス桜台	福島市田 沢字桜台 三六一八 会	医療法人 社団敬愛 会	福島市太平寺字 兒子塚二六	同 日	認知症対 応型通所 介護 介 護予防認 知症対応 型通所介 護
-------------------------------------	---------------------------	-------------------	------------------	--------	---------------------------------------------------

(社会福祉課)

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービス の種類
居宅介護 支援事業 所クロー バー	須賀川市 坂の上町 一一一	株式会社 クローバ ー	須賀川市坂の上 町一一一	平成二八年四月一 日	居宅介護 支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第百八十一号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備考
一三五	長編アニメーション映画 「氷川丸ものがたり」	製作 氷川丸ものがた り製作委員会	推奨対象 小学 生、中学生、高

配給 関西プロデュー  
スセンター  
校生、青年及び  
一般

(こども・青少年政策課)

**福島県告示第百八十二号**

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種類	名称等	発行者	指定理由
六五九五	コミック	ヤングキング増刊 2016年6月13日号 (28267-6/13)	株式会社少年画報社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九六	雑誌	ナックルズ 極ベスト vol.14 (68516-11)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(こども・青少年政策課)

**福島県告示第百八十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年六月十日から同年十月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストア マツモトキョシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六

か  
二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 佐藤 隆

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

三 変更した年月日  
平成二十八年四月一日

四 届出年月日  
平成二十八年五月三十日

五 届出をした者  
芙蓉総合リース株式会社

**福島県告示第百八十四号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年六月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第百八十五号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大野第二地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年六月十三日から  
同 年七月四日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市田人町南大平字原口七二、字高松一〇二の一から一〇二の六まで、字辺栗二九の二、三六の一、三六の二、六三、七三の一(次の図に示す部分に限る。)、字銭口五、一三三、一三七の二、一四二の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
いわき市田人町南大平字原口七二、字辺栗二九の二、字銭口五、一三三、一三七の二、一四二の二
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

(森林保全課)

水産大臣から通知があった。  
平成二十八年六月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市遠野町滝字柿ノ沢一七五の一、一七五の二、一七五の四から一七五の九まで、一七五の一、字椿坊一〇〇の一、一〇〇の三、一〇〇の六、字西中山一三〇の二、一三〇の二、一三〇の四から一三〇の六、一三〇の一八、字芦ノ草一五八の三から一五八の五まで、字洞坂一〇〇の七九、遠野町入遠野字久保目一の一、一五、二六〇の一、二六二、二六八、二七二から二七四まで、二七九
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
いわき市遠野町滝字洞坂一〇〇の七九、遠野町入遠野字久保目一の一、一五、二六〇の一、二六八、二七九
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百八十八号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年六月一日次のとおり指定した。  
平成二十八年六月十日

(森林保全課)

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内 堀 雅 雄
有限会社橘商店	伊達市箱崎字原	平成二十八年六月一日から	売りさばき所の名称	
	八七番地の一	平成三十三年三月三十一日まで	及び所在地	
			セブンイレブン福島	
			伊達市箱崎店	
			伊達市箱崎字中二番	
			地一	

(出納総務課)

**公告第146号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
205,286,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第四百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
848	混合有機質肥料	トツゾライザー	窒素全量	りん酸全量	加里全量				
			7.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。			

(農業総合センター)

公告第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
喜久田土地改良区

退任した役員  
氏名 住所  
理事 橋本 栄嗣 郡山市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地  
就任した役員  
氏名 住所  
理事 橋本 栄嗣 郡山市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地

理事 橋本 智幸 郡山市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地

(農村計画課)

公告第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
江花川沿岸土地改良区

退任した役員

氏名

住所

佐藤 清一

須賀川市長沼字豊町五〇番地

高橋 昭

市長沼字信濃町一二番地

宗像 久夫

市長沼字金町一六九番地

安田 浩一

市長沼字日向二二番地

稲川 新治

市榊衝字古館一四七番地

添田 健

市矢田野字藤原一六一番地

小林 秀雄

市堀込字堀切八番地

森藤 文直

市木之崎字赤池六七番地

橋本 明

市保土原字古戸屋敷五二番地

真壁 友男

市岩淵字小仲井六二番地

森 一

市泉田字竹之内一二三番地

円谷 浅光

市保土原字新屋敷九番地

有馬 善男

市榊衝字古町一六六番地

有馬 進一

市岩淵字小仲井九三番地

乗名 英利

市長沼字上白ヶ堂四三番地

就任した役員

氏名

住所

矢部 由隆

須賀川市長沼字町尻三五番地

安田 浩一

市長沼字日向二二番地

宗像 久夫

市長沼字金町一六九番地

芳賀 強

市長沼字豊町七一番地

金澤 松秀

市矢田野字藤原一〇二番地

池田 浩春

市横田字横屋敷三四番地

三島木 智

市榊衝字宮本八九番地

橋本 武久

市木之崎字北六七番地

有馬 茂勝

市岩淵字植松八七番地

有馬 弘

市保土原字上屋敷七番地

同 保志 真次 市泉田字上町一二四番地一  
 同 橋本 明 同 市保土原字古戸屋敷五二番地  
 監事 池田 光雄 同 市堀込字樋越六番地四  
 同 佐藤 清一 同 市長沼字豊町五〇番地  
 同 同 同 市保土原字新屋敷九番地一  
 同 同 同 同

(農村計画課)

公告第百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
 平成二十八年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 只見町土地改良区

就任した役員  
 氏名 住所  
 理事 佐藤 孝輝 南会津郡只見町大字小林字下照岡四七五番地

(農村計画課)

公告第151号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ブタ飼育用ケージ 150台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社シバタインテック 宮城県仙台市若林区卸町二丁目11番地3
- 5 落札金額  
149,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年4月1日

(入札用度課)



### 福島県教育委員会教育長

#### 福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年五月十七日次のとおり委託した。

平成二十八年六月十日

福島県立美術館長 早川 博明

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社東北装美

2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三

三 収納の事務を委託する期間

平成二十八年五月十七日から平成二十九年三月二十日まで

(総務課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十八年六月二日現在において、次のとおりである。

平成二十八年六月十日

福島県選挙管理委員会

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、〇三九  
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇〇、二四三  
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

委員長 菊地 俊彦

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一八、七〇二
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一九、六四二
郡山市	伊達市伊達郡	二七、七八七
いわき市	本宮市安達郡	一〇、六〇八
白河市西白河郡	南会津郡	七、九二六
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、四三一
喜多方市耶麻郡	大沼郡	七、六四九
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	九、一八六
二本松市	石川郡	一一、五一六
	双葉郡	一八、三〇〇